

Title	天保八年の困穀令について (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.7 (1936. 7) ,p.1053(99)- 1068(114)
JaLC DOI	10.14991/001.19360701-0099
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360701-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

天保八年の圍穀令について

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

徳川時代に於ける饑饉の慘状は今人の想像に及ばぬくらい甚しいものであった。従つて多くの識者が常にこれを戒めて、凶作に備へることの必要を説いてゐる。それにも拘らず少くも天恵なき場合には絶えず饑饉に襲はれてゐる。中にも享保、天明、天保の饑饉は最も有名である。今こゝに紹介せんとするものは天保七、八年の饑饉の後に、幕府の採つた一つの對策と思はれるものである。

天保四巳年の饑饉に次いで、天保七申年も又米價高直にして飢渴に及ぶ者少なくなく、幕府は窮民を救済した。この兩度の饑饉に際し、幕府は米穀を圍置き利益を得んとすることを禁じ、圍置く者あらば、これを取上げるとさへ令してゐる。その翌八年も依然として米價下らず、大鹽平八郎の亂や越後柏崎の亂を見るに至つた。かうした状態であつたから同年七月には品川外三ヶ所に窮民の救小屋を建てた。その救済せる窮民は三萬餘に達したと云はれてゐる。

然るに他方關八州の農村に對し圍穀令を發してゐることは注意する價值があると思ふ。下野國都賀郡三拜河岸村に於ける「貯穀御趣意書之寫」に依ると、天保八年酉九月の日附になつてゐるが、當時未だ米價の下落せざる時に、

産地に於いて圍穀せしめんとしたのは如何なる理由であらうか。饑饉の惨害の甚しきに對して、その用心を痛感したためであらうか。何れにしてもこの命令は圍米を禁ずる前年のものとは矛盾するものであり、特にその效果について注意すべきものであらう。

産地圍米令については、本庄榮治郎氏がその著「徳川時代の米價調節」一八七頁以下に述べられてゐるものが、私の知る限りでは、最も委しいものである。

「産地圍米令は、その地の産米が未だ米穀集散の中心市場へ廻送せられざるに先立ち、これを其地に圍置かしむるものにして、その圍持を後年に繼續するの必要ある場合には幕府は更に新穀と詰替へしめ、或は又前年の圍持量の外に新に圍持を命じ、その量を増加することあり。而してこの命令による圍米の處分は任意に之を行ふことを得ず、幕府よりこれを命ずるものとす。尤、その理由に至りては買米令の場合と同じく單に圍米の必要なきに依ることあり、又は反對に米價引下手段として之を行ふことあり、個々の令につきて之を判別せざる可らず。」右の文章は圍米令の目的については意味不明のところもあるが、大體圍米令の何ものであるかについては明かである。

天保八年の圍穀令は關東に於ける天領私領の村々組合に對して發せられたものである。その目的は諸村の困窮の救済、不作に際する手當として貯藏せしむるものであり、當時に於ける農村不穩の状態に刺戟されて發したものであらう。その方法は先づ拾石以上の百姓は米、麥、稗の何れかを壹俵以上、小高の者は何程にても提供すること、「村内鎮守へ奉納の心地を以つて除き置き」とあるのは面白い。次ぎにそれ等の穀物を各村の惣代が取集め圍穀する。その場所は村内の身元儲かな者の藏と指定してゐるが、その組合村々の中に適當な者がなかつたなら、近所の

組合に依託する。もし又從來の藏が不十分なら、高持の百姓が出金して新しく郷藏を作り、圍置くこと。その何れなりとも決定して届出で差圖を受けること。例へば他村へ依託の書式は次ぎの如くである。

「乍恐以書付奉願上仰

何國何那何村名主誰組頭誰百姓誰奉申上仰、私持高何拾石、家内何人暮、農間渡世いゝし、今般組合村々圍穀可致旨御教諭之趣奉承知仰。然ル處何那何村外何ヶ村組合内ニ圍藏無之間、私所持之土藏ニ預リ圍置仰様いゝし度旨、惣代を以懸合有之、難有御趣意ニ多郡中ニ免免ニも相成、組合違ニハ仰得共、最寄之義、殊ニ村々ニおゐて見立申聞仰上ハ、預リ圍置差支之義無御座仰、此段以書付奉申上仰、以上

年 月 日

何之ゑれ領分

何 村 誰 印

關東御取締御出役

堀口與四郎様

かくして作方も相應に續いたならば、一年置いて三年目に詰替を行ふ。古い分は近所の市場で賣拂ふなり、又は夫食の用に供するなり、あるひは餘裕があるなら毎年圍穀するなり、何れでも勝手に取計へと云ふのである。

この命令がすべての村に於いて實行されたとは考へられない。殊に「迷惑に存じ、進み申さざる村方は尤も相除く」と云つてゐるくらいで、各村の自由に任せたのであるから、かなり多くの村々が迷惑と感じ、實行しなかつたのであらう。しかし當時幕府の布令として假令上掲のやうな文句があつたとしても、かなりの強制力があつたのではないかと考へられる。唯饑饉直後のこととて實際に實行が困難であつたのであらう。

次に掲げる上總國市原郡菊間村外拾三ヶ村組合の「組合村圍穀書上帳」を見ると、天保九年七月となつてゐる。未だ同村に於ける天保八年の布令を發見し得ないから、三拜河岸村の場合の如く八年九月に達してゐるか如何かは解らないが、兎に角實行は一年後れてゐる。全文は次ぎの如し。

差上申御請書之事

關東在之儀去ル巳年以來違作打續、難澁之次第、一躰も乍申、中々以下之百姓困窮相募、別る宿町場之者共ハ夫食買上ハ故猶更之儀、然處高持之ものハ其分限ニ應シ米穀貯ハ得共、高持ニ亦も其身の貧福又ハ心懸ケニ寄貯穀致、其年限リ遣拂ハもの有之、少高ニ亦心懸宜者も多少ニ不寄貯置ハ得共、過半も其年違ハ得ハ米穀高價ニ進ミハ任、手拂ニ賣捌、後ニハ買喰ハし、既ニ翌年夫食手薄ニ相成ハ由も入御聽ニハ、全躰農民手作之品ニ付身分ニ應シ米穀貯ハハ、秋作違ハハ連、其年之總ニ給續、窮民ニハ貯ハ者ハ合力いたシ可取續管之處、八州一般々申儀も無之ハ得共、近年作違ハ穀物價高直ニ相成ハ義也、宿町場夫食買上ハもの同様當座々シテ人氣不穩、救施或ハ安賣ハハし貫ハ儀を輕々心得、高持物持等ハ掛リ終リ、様々企いたシ、又ハ檢見引方等之儀ニ付も、借家之者共迄淺堂宮ニ集リ徒黨ケ間敷催ハハし、兎角近年右様之風俗ニ成行ハ間、此後秋作之節風雨等ニ米價引上ハハも違作年柄之人氣押移リハ穩儀も可有之哉、後年之主法被成、御勘辨ハ處、御改革之節御取究被置ハ御領私領村ニ組合限リ、高持拾石以上之者ハ米麥稗壹俵ハ儀數ハ勝手次第、小高之者も村内領守ニ奉納之心地を以除置、夫ニ圍穀いたシ、組合村大小之惣代ニハ引受取集、右圍場所之儀ハ組合村内身元儲成者共藏ニ圍置、若又組合之内ニ圍場所無之ハハ、壹組合ニ不拘最寄ニハ身元人物を多らみ、取持之藏ニ圍置ハ共ハし、萬一在來之藏ニハ手挾差支ハハ、高持等ニハ其身寄持心を以出金ハハし新規郷藏を補理圍置ハ共、取締

方宜向ニ村ニ評議之上申上、御差圖次第取極、右圍穀之儀ハ作方相應ニ續ハハ、中壹年置、三ヶ年目詰替、前々詰置ハ米穀最寄市場ニ賣拂ハ共、又ハ夫食ニハハしハ共、其節之時宜寄取計、尤手廻リハもの年々詰置ハハしハ義勝手次第ニ相心得、右之通り圍穀備置ハハ、違作難澁之年柄、右組合村ニハ勿論、宿町場之融通ニ淺罷成、凶年之節ヲ存ハハ、身分ニ應、壹俵貳俵ハ段々心次第ニ圍穀ニハ得共、作方相應之年ハ太儀之筋も有之間敷、詰替年ニ至ハハ、不斗米穀或ハ代金請取ハ心地可致義ニハ、且ハ男女農業精出ハ爲ニも有之、右圍穀之儀ハ村ニ融通淺宜相成、則安穩ニ營可申基ニハ、第一右太平之御代難有奉存、公儀ハ御苦難筋不奉掛ハ勿論、領主地頭所之世話淺薄可相成義ニ付、此趣村役人始小前之者共、能々相辨致圍穀、夏ものハ俵數其外共御案文之振合ニ村ニ組合限リ相認、早々可差出旨、乍然迷惑ニ存進ミ不申村方ハ尤相除、右圍穀關八州滿備致ハ上ハ、以來取締方之儀ハ於、公儀御世話被成下ハ條、其段ハ心配不致様厚御教諭之趣一同難有奉承伏、則組合惣代村役人共ハ村ニハ淺得々相諭ハ處、御趣意之趣幾重ニ淺難有相辨、圍穀致ハ者共取調、左ニ奉申上ハ

天保九戌戌年七月

組合村高七千三百八拾七石四斗七升

上總國市原郡八幡村外拾三ヶ村組合之内

筒井紀伊守知行所

市原郡菊間村

名 主 太 郎 右 衛 門

一 粳 八 俵
稗 八 俵

但持高百拾七石壹斗

家内拾貳人暮

天保八年の圍穀令について

一 粳貳俵 同組組頭 五 兵衛

稗壹俵

但持高貳拾三石 家内九人暮

同組組頭 小 源 太

粟壹俵

但持高貳拾八石 家内八人暮

一 粳貳俵

同組百姓 庄 兵衛

粟壹俵

一 粳壹俵

文 右 衛門

一 粳壹俵

七 五 郎

小以 稗九俵

粟貳俵

一 粳三俵

粟貳俵

但持高貳拾九石 家内九人暮

酒井兵庫助知行所
同村名主 清 七 郎

一 粳貳俵

粟壹俵

但持高貳拾七石 家内七人暮

同組組頭 與 右 衛門

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高拾貳石余 家内五人暮

同組組頭 重 兵衛

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高拾石 家内六人暮

同組組頭 四 郎 右 衛門

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高拾石 家内六人暮

同組組頭 重 郎 右 衛門

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高拾石 家内五人暮

百姓 佐 右 衛門

一 粳壹俵

粟壹俵

百姓 嘉 右 衛門

天保八年の圍穀令について

但持高九石 家内七人暮

一粃貳俵

粟壹俵

但持高拾八石 家内九人暮

一粃壹俵

稗壹俵

但持高拾壹石 家内八人暮

一粃壹俵

一粃壹俵

一粃壹俵

一粃壹俵

一粃壹俵

一粃壹俵

一粃壹俵

一粃壹俵

一粃壹俵

一粃貳拾貳俵

儀兵衛

長右衛門

市郎左衛門

徳右衛門

喜右衛門

佐八助

佐八助

庄助

佐平次

與次右衛門

五右衛門

小以 粟 九俵

稗 壹俵

一粃三俵

粟貳俵

但持高三拾石 家内七人暮

一粃貳俵

稗三俵

但持高三拾九石三斗 家内七人暮

一粃貳俵

粟壹俵

但持高拾三石余 家内八人暮

一粃壹俵

粟壹俵

但持高拾石 家内拾壹人暮

一粃五俵

粟貳俵

但持高四拾石余 家内八人暮

天保八年の圍穀令について

長田幾之助知行所

同村名主 祐右衛門

同組組頭 長左衛門

同組組頭 利左衛門

同組組頭 傳兵衛

百姓 友藏

天保八年の圍穀令について

一 粳三俵

粟貳俵

但持高三拾四石四斗 家内七人暮

一 粳貳俵

粟壹俵

但持高拾五石 家内七人暮

一 粳貳俵

粟壹俵

但持高貳拾石 家内拾人暮

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高九石三斗 家内口人暮 虫喰

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高拾四石五斗 家内七人暮

一〇八 (一〇六三)

宗吉

四郎左衛門

甚右衛門

四郎兵衛

重藏

長介

但持高拾石貳斗 家内六人暮

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高拾石 家内三人暮

一 粳貳俵

粟壹俵

但持高拾五石 家内七人暮

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高八石 家内

一 粳貳俵

粟壹俵

但持高拾八石 家内九人暮

一 俵壹俵

平左衛門

柴藏

七左衛門

四郎右衛門

傳三郎

佐兵衛

一〇九 (一〇六三)

天保八年の圍穀令について

天保八年の圍穀令について

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

110 (1064)

作兵衛

主計

宇右衛門

清四郎

惣右衛門

久右衛門

幸助

喜兵衛

松浦與一郎知行所

同村 名主 清 右衛門

同組 組頭 源 六郎

粟貳俵

但持高四拾八石 家内拾壹人暮

一 粳五俵

粟貳俵

但持高四拾壹石 家内拾人暮

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高拾壹石 家内三人暮

一 粳壹俵

粟壹俵

但持高拾石 家内貳人暮

一 粳壹俵

小以

粟七俵

一 粳貳俵

稗貳俵

但持高貳拾三石 家内七人暮

天保八年の圍穀令について

同組 組頭 次郎 左衛門

五郎 右衛門

源 右衛門

松 右衛門

佐々傳之丞知行所

同村 名主 利 右衛門

111 (1065)

天保八年の園穀令について

一稗壹俵

一粳壹俵

一粳壹俵

小以

稗三俵

一粳貳俵

粟壹俵

一粳貳俵

粟壹俵

一粟壹俵

一粳壹俵

一粳壹俵

小以

粟貳俵

粳百貳俵

同組 組頭

藤 治 郎

久 右 衛 門

市 右 衛 門

富永祐太郎知行所

同村 名主

兵 介

同組 組頭

喜 八

長 右 衛 門

吉 左 衛 門

八 五 郎

合 粟三拾八俵

稗 拾六俵

麥 壹 俵

一持高百拾七石壹斗家内拾貳人暮

一持高貳拾九石家内九人暮

一持高三拾石家内七人暮

一持高拾七石貳斗家内八人暮

一持高貳拾三石家内七人暮

一持高拾七石五斗家内九人暮

菊間村に於いては各名主の藏に貯藏した。その申請は、

乍恐以書付奉申上

上總國市原郡菊間村給々名主奉申上、今般組合村と園穀可致旨御教諭之趣奉承知、右米穀私所持之土藏に園穀の様可致旨、村方百姓惣代を以相談有之、雖有御趣意ニる郷中之爲ニも罷成、御差圖次第、私屋舖内之土藏に預り園置差支之義無御座、此段以書付奉申上、以上

(前掲名主六名連署)

關東在、御取締御出役

堀井 與 四 郎 殿

天保八年の園穀令について

一一三 (一〇六七)

一一三 (一〇六六)

原 戸 一 郎 殿

菊間村に於いてこれだけの圍穀をなし得たことはかなり上出来であつたと思はれる。「餘豊備凶」なる一寫本には、「天保九成春以來冷氣之氣候の處、四月天氣續、五月廿八日迄土用前四五日暑ニ向ひ處、廿九日土用入々冷氣雨漸、五日(六月?)晝々天氣ニ成り得共、暑無之」とあり、あまり順潮とも思はれない。菊間村は天保十年の「上總壹ヶ國石高村數帳」に依ると千三百五拾四石の村高ではあつたが、相當富有な村であつたと思はれる。

しかしこの圍穀令が十分に實行されなかつたことは、天保十三年遠山左衛門尉景元が鳥居甲斐守忠耀と連名して上申せる意見書中に、御府内は云ふに及ばず、代官、領主、地頭を督促して圍穀を爲さしめ、非常の用に備へさすべしと云つて居り、勘定奉行より圍穀の獎勵を申渡してゐるのを見ても推測出来る。(これ等の點は幸田成友氏「日本經濟史研究」五五〇頁以下に據る)。勿論それは歸農を目的とするものではあるが、もし以前の命令に依つて農村の圍穀が相當に行はれてゐたのならば、かうした意見は生じないであらう。要するに天保八年の圍穀令は凶作の對策として當然當時の社會組織の下に於いてはなさるべきものではあつたが、法として不備の點が少なくないばかりではなく、當時の農村の疲弊は到底これを實行し得るものでなかつたのである。菊間村外拾三ヶ村からなる八幡村組合に於いて菊間村以外の實例がない。それ等については未だ十分の資料を得てゐない。又菊間村の貯穀が後に如何なつたかについては全く不明である。さらにこの圍穀令は夫食と密接な關係があることは上掲の原文に依つても知られるが、未だ十分の資料を得てゐない。それ等については何れも他日を期するより外にない。唯この圍穀令について言及せるものを、私の知れる限りでは、發見し得なかつたから、敢て紹介を試みた次第である。

(昭和十一年六月十七日稿)

マルシイ著『集産主義の建設者』コンスタンタン・

ペクルール』を讀む

平 井 新

(一)

コンスタンタン・ペクルール(Constantin, Nicolas, Séraphin Pecqueur)とは何人であるか。恐らく此名に首を傾ぐる讀者は決して尠くはあまい。事實、著名なる辭典類ですら彼の名を掲げて居ない。例之フランスのラルッス Larousse ドイツの Brockhaus の如きは之である。Larousse illustre の附録は彼の極く簡短なる傳を掲げては居るが、彼の人物、業績については殆んど全く述べて居ない。

然らばペクルールは經濟學說史家に依り、より知られて居たかと言ふに、そうでも無い。ジード、リスト共著「經濟學說史」は、ペクルールが一八四八年のリュクサンブル委員會に参加せし旨を一言述べ、次でペクルールは恐らくマルクスに對し影響を與へたるならんとの示唆的脚註を附したるのみにて、更に此問題を究明しては居ない。

Maurice Bourguin 著「Les systèmes socialistes」は彼の名さへ擧げては居ない。斯る事實に依て、ペクルールの人物及體系に對する世人の認識程度を略推測する事が出来る。併し乍ら、斯るペクルールの無名は、決して彼の人物

マルシイ著『集産主義の建設者』コンスタンタン・ペクルール』を讀む

一一五 (一〇六九)